

平成 31 年 3 月 26 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 12 の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	定員
リハビリデイ 無限 東大泉二丁目 6 番 8 号 豊島ガーデンヒルズ 1 F	株式会社 ワールドステージ	平成 31 年 4 月 1 日	10 名
ほっと・氷川台デイサービス センター 氷川台三丁目 19 番 7 号 井垣ビル 1 階	株式会社 ほっと・すぺーす	平成 31 年 4 月 1 日	14 名
デイサービス カルーチェ 桜台四丁目 8 番 7 号	株式会社 キックシステム	平成 31 年 5 月 1 日	10 名
リハビリデイサービス nagomi 練馬土支田店 大泉町二丁目 54 番 3 号	株式会社 nCS	平成 31 年 5 月 1 日	15 名

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民 利用者数
えすぽわーるデイサービス センター 板橋区前野町四丁目 57 番 10 番	株式会社 エスポワール	平成 31 年 4 月 1 日	2 名